

第1章 基本方針

1 災害医療対応の基本方針

(1) 災害現場での救命医療

災害医療の最終目標は、「負傷者の最大多数に対して、最良の結果を生み出す」(The best for the greatest number of victims) ことであり、災害現場で行われるべき医療は、3Ts (Triage (トリアージ)、Treatment (治療)、Transport (搬送)) と称される。

ア Triage (トリアージ)

災害医療の最終目標を達成するための最初で、かつ重要なプロセスがトリアージであり、トリアージとは緊急度と重傷度から治療優先度の高い負傷者を選別する作業である。

イ Treatment (治療)

災害現場における治療の目標は、最大多数の負傷者が医療機関まで安全に到達できるようにすることである。そのため、災害現場で行われる治療は根治的治療ではなく、症状を安定化させるための応急措置である。

ウ Transport (搬送)

災害医療においては、適切な負傷者を、適切な医療機関へ、円滑かつ迅速に搬送することが重要である。そのためには、災害現場における配置と統率、搬送手段や搬送先医療機関の確保、搬送方法と搬送順位の決定が的確に行われる必要がある。

(2) 重傷者への的確な対応

災害医療対応の目的は、災害時といえども防ぎ得る死 (Preventable Death) を防ぐことである。よって、災害の種類や災害規模の如何を問わず重傷者の対応が最も重要となる。搬送・治療が3～4時間遅延しても生命予後に関係しない中等症・軽症患者の対応には時間的余裕がある。

災害拠点病院は、災害時に重症患者の治療を期待されているが、同時に多数の負傷者を治療するのは困難であり、対応可能な重症患者には限界があるため、多数の重症患者が発生した場合は、被災地外 (隣接他県を含む) への広域搬送も視野に入れる必要がある。

(3) ライフラインが確保されない環境での医療活動

災害の急性期では、被災地域におけるライフラインが確保されない環境での医療活動となるが多いため、自己完結型の医療体制を整え活動するものとする。

このため、平常時から携帯装備品の整備やトリアージなどの訓練を心掛ける。

また、県は、ライフラインが復旧するまでの間、医療救護活動を円滑に行えるよう、電気・ガス・水道等のライフライン関係機関に対して、医療機関への優先的な供給を要請し、特に透析医療機関への上水道の供給に配慮する。

(4) 迅速な初動

大規模災害が起きると、一度に多数の傷病者が発生し、医療需要が急激に増大するため、従来の医療システムが破綻することになる。迅速な初動体制を確立し、外部からの支援（DMAT・医療救護班の派遣、広域医療搬送）を有効に活用することによって、適切な医療を提供する体制を早期に確立する必要がある。

2 急性期における対応の基本方針

(1) 初動体制の確立

災害発生時における医療救護活動においては、同時に多数の負傷者等が発生して、医療の「需要」が急速に高くなっていくのに対し、被災地内では医療機関自体も被災するため、相対的に医療資源の「供給」が著しく低下する。

このような状況下では、被災地の医療機関の状況や負傷者の情報等を正確に収集し、活用可能な医療資源を把握した上で適切に投入していくことが重要となるため、災害医療支援室等の調整組織を迅速に立ち上げ、DMAT等の出動要請や災害医療情報の収集等の活動を一刻も早く開始する必要がある。

(2) DMAT、医療救護班等の出動・派遣要請及び調整

急性期においては、災害医療支援室の総合調整の下に県内のDMATや医療救護班の出動要請・配置調整等を行う。また、多数の重症患者が発生するなど、県内の災害医療体制では対応が困難と考えられる場合には、国や他の都道府県等に対して、DMATや医療救護班等の派遣要請・受入調整を行う。

(3) 重症患者搬送（広域医療搬送等）の調整

災害により被災地内の医療機関では対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者が発生した場合には、被災地外の災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。

また、重症患者が多数発生するなど、ヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合には、広域医療搬送拠点の決定やSCUの設置を行い、円滑な広域医療搬送が行われるよう調整する必要がある。

3 亜急性期における対応の基本方針

(1) DMA Tから医療救護班への円滑な引継ぎ

災害医療コーディネーターは、急性期から、最終的に被災地の医療体制が復旧するまで、被災地における災害医療体制の統括を行うが、特に亜急性期への移行期においては、DMA Tから次の医療救護班への円滑な引継ぎができるよう、DMA Tの活動報告書や活動報告会等で集まった情報を地域医療救護活動支援室にフィードバックする。

(2) 多職種連携による健康管理

大規模災害における亜急性期は、「感染症対策期」、「保健医療期」とも呼ばれ、多数の被災者が長期間、避難所などの不十分な環境での生活を強いられるため、循環器疾患、呼吸器疾患、感染症など種々の疾病に罹患する危険が高まり、この時期には多科にわたる診療が必要となる。

また、被災者に対する食事・睡眠・排泄・褥瘡等のケアや精神的不安に対するメンタルヘルスケアについても求められる。

そのため、医療救護班、健康管理チーム、精神保健医療班（こころのケアチーム）等のチーム間で情報を共有し、多職種が連携した健康管理体制が必要となる。

(3) 慢性疾患を有する避難患者への対応

高血圧、糖尿病、不整脈などの慢性疾患を有する避難患者は、投薬治療が中断すると症状を悪化させることになるため、できる限り投薬治療を継続するよう心掛ける。

また、慢性疾患を有する患者は、急激な環境の変化や過剰なストレスに弱く、症状の悪化を招くことがあるので、避難所での生活が長期化する場合は、疾病の特質に応じて避難所における生活環境に配慮するとともに、必要に応じてこころのケアを行うようにする。

(4) 症状の変化の早期発見、適切な受入先への引継ぎ

各医療機関は、急性期において搬送された被災者について、症状に変化をきたすことがある場合は早期発見し、適切な受入先へと引継ぐことに留意する。

第2章 急性期の対応

1 災害医療調整組織

(1) 災害医療支援室

ア 設置基準

石川県地域防災計画に基づき、石川県災害対策本部（以下「県災害対策本部」という。）が設置された場合において、的確な医療救護活動を行うために健康福祉部長が必要と認めた場合は、県災害対策本部の下に災害医療支援室を設置する。

イ 設置場所

災害医療支援室は、石川県健康福祉部内（石川県庁行政庁舎9階911会議室）に設置する。

ウ 業務内容

災害医療支援室は、以下の業務を行う。

- (ア) 被害状況等の情報収集
- (イ) DMA Tの出動・派遣要請等
- (ウ) 医療救護班の受入れ・派遣調整等
- (エ) ボランティアの活用
- (オ) 救護所における歯科医療の確保
- (カ) 重症患者等の搬送体制の確保
- (キ) 医薬品・資機材及び輸血用血液の供給体制の確保 など

エ 組織の構成

区 分	担当者	主な業務
室長	健康福祉部長	災害医療支援室の統括
室次長	健康福祉部次長	室長の補佐
災害医療 コーディネーター	<p>県内の統括DMA T又は災害医療に関し知識経験を有する者の中から、あらかじめ健康福祉部長が委嘱する医師（数名）</p> <p>※ DMA T活動支援室が設置された場合、災害医療コーディネーターは統括DMA Tの中から委嘱するとともに、当該者がDMA T活動支援室の責任者を兼務する。</p>	<p>災害医療支援室の活動全般について、専門的立場から助言するほか、以下のような、医療救護活動について調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石川DMA T及び県内の医療救護班の出動要請 ・国及び他の都道府県へのDMA T及び医療救護班の派遣要請 ・国及び他の都道府県から派遣される医療救護班の受入れ ・地域別の地域医療救護活動支援室の設置 ・各活動拠点への医療救護班の配置 ・個別疾患患者の受入れ ・在宅療養患者への対応 ・医薬品等の供給 ・歯科医療活動 ・服薬指導活動 ・栄養指導活動 ・医療ボランティア等の要請など
情報通信班	<p>医療対策課職員</p> <p>※ 県医師会等の医療関係団体、災害拠点病院等の医療機関から派遣される職員が必要に応じて運営に協力する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電話、FAX、衛星電話、MCA無線、インターネット等の情報通信手段の確保と維持 ・石川県災害・救急・周産期医療情報システム及びEMISの運用 ・医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報整理 ・DMA T・医療救護班の活動状況に関する情報整理など

区 分	担当者	主な業務
総務渉外班	医療対策課職員 ※ 県医師会等の医療関係団体、災害拠点病院等の医療機関から派遣される職員が必要に応じて運営に協力する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部、関係省庁、関係団体等との連絡調整 ・ 傷病者の搬送体制の確保（消防機関、警察等との調整） ・ マスコミへの情報提供、問い合わせへの対応など広報活動全般 など
調整班	//	<ul style="list-style-type: none"> ・ 石川DMAT及び県内の医療救護班の出動要請 ・ 国及び他の都道府県へのDMAT及び医療救護班の派遣要請 ・ 国及び他の都道府県から派遣される医療救護班の受入れ ・ 各活動拠点への医療救護班の配置 ・ 個別疾患患者の受入れ要請 ・ 在宅療養患者への対応 ・ 歯科医療関係の対応 ・ 医療ボランティア等の要請と受入れ など
活動支援班	//	地域医療支援室からの支援要請に対する対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品・医療資機材、輸血用血液の調達及び緊急搬送の要請 ・ DMAT・医療救護班間との連絡調整 ・ 健康管理チーム、こころのケアチームとの連絡調整 ・ 福祉施設との連絡調整 など

(2) 地域医療救護活動支援室

ア 設置基準

石川県地域防災計画に基づき、災害医療支援室は、必要に応じて、災害医療支援室や市町から派遣された医療救護班、自主的に集合した医療救護班等の配置調整等を行うために、地域別に地域医療救護活動支援室を設置する。

イ 設置場所

地域医療救護活動支援室は、各地域の災害拠点病院（※災害拠点病院一覧は資料2のとおり）に設置する。ただし、亜急性期以降は、状況に応じて保健福祉センター（金沢市の場合は、金沢市保健所・福祉健康センター）に移動する。

ウ 業務内容

地域医療救護活動支援室は、以下の業務を行う。

(ア) 管内の医療救護活動の総合調整

(イ) 医療救護に関する情報収集及び提供

(ウ) 災害医療支援室や市町から派遣された医療救護班・ボランティアの配置調整

(エ) 自主的に集合した医療救護班・ボランティアの配置調整

(オ) 医療救護班や精神保健医療班（こころのケアチーム）等の医療救護活動に当たるチーム間で情報共有するための医療救護班等連絡会の設置 など

エ 組織の構成

区 分	担当者	主な業務
室長	災害拠点病院長又は保健所長	地域医療救護活動支援室の統括
室次長	室長の指名する者	室長の補佐
災害医療 コーディネーター ※必要に応じて設置	<p>県内・県外の統括DMAT又は災害医療に関し知識経験を有する者の中から、健康福祉部長が委嘱する医師(数名)</p> <p>※ 県内の者については、あらかじめ委嘱するものとする。</p>	<p>地域医療救護活動支援室の活動全般について、専門的立場から助言するほか、以下のような、医療救護活動について調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害医療支援室との連絡調整 ・管内の医療機関間の患者の受入れ調整 ・管内の医療機関間で患者の受入れ調整ができない場合、災害医療支援室に広域調整を要請 ・医療救護班等連絡会の設置調整 ・医療救護班・ボランティアの配置調整 <p style="text-align: right;">など</p>
調整員	室長が指名した者	<ul style="list-style-type: none"> ・管内の医療機関の被災状況等の情報収集・整理 ・資機材の準備、環境整備 <p style="text-align: right;">など</p>

(3) DMAT活動支援室

ア 設置基準

石川県地域防災計画に基づき、災害医療支援室が、石川DMAT指定病院及び国及び他の都道府県に対してDMATの出動・派遣を要請した場合は、災害医療支援室の下にDMAT活動支援室（「日本DMAT活動要領」におけるDMAT都道府県調整本部）を設置する。

イ 設置場所

DMA T活動支援室は、石川県健康福祉部内（石川県庁行政庁舎 9階 9 1 1 会議室）に設置する。

ウ 業務内容

DMA T活動支援室は、日本DMA T事務局が派遣する要員、DMA Tロジスティックチーム等の支援を受けて、以下の業務を行う。

- (ア) 県内で活動するすべてのDMA Tの指揮及び調整
- (イ) 国及び他の都道府県から派遣されるDMA Tの受入れ調整
- (ウ) DMA Tの活動拠点（災害拠点病院・SCU等）ごとのDMA T活動拠点連絡会の設置及びDMA Tの配置調整
- (エ) 病院等の被災情報等の収集
- (オ) 災害医療支援室及び消防、自衛隊、医師会等の関係機関との連携及び調整
- (カ) 必要に応じた厚生労働省への情報提供
- (キ) 重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、厚生労働省及び関係省庁（内閣府、防衛省等）へ広域医療搬送（※1）の実施を要請し、広域医療搬送拠点を決定
- (ク) 厚生労働省及び関係省庁と連携して、広域医療搬送拠点にSCU（※2）を設置
- (ケ) 厚生労働省及び関係省庁と連携して、被災地外の広域医療搬送拠点先を調整
など

※1…広域医療搬送

大規模災害時に多数の傷病者が発生した場合、被災地域内では対応困難な重症患者を治療するため、航空機等（自衛隊機、消防防災ヘリ等）を利用して被災地域外に搬送するもの。

※2…SCU（ステージングケアユニット：航空搬送拠点臨時医療施設）

被災地域内の災害拠点病院等から搬送されてくる広域医療搬送適用患者を一時収容し、症状の安定化を図るとともに、広域医療搬送のためのトリアージを実施するために設置される臨時の医療施設

エ 組織の構成

DMA T活動支援室の構成員は、災害医療支援室長が委嘱する。

区 分	担当者	主な業務
室長	<p>県内の統括DMA T、国又は他の都道府県から派遣された統括DMA Tの中から、災害医療支援室長が委嘱する者</p> <p>※ 災害医療コーディネーターとの兼務も可。</p>	<p>DMA Tの活動方針の決定、DMA T活動全体の総合調整</p>
室次長	<p>県内の統括DMA T、国又は他の都道府県から派遣された統括DMA Tの中から、DMA T活動支援室長が指名する者</p>	<p>室長の補佐</p>
総務班	<p>次の中から、DMA T活動支援室長が指名する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の統括DMA T登録者 ・ 日本DMA T事務局が派遣する要員 ・ DMA Tロジスティックチーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害医療支援室との連絡調整 ・ 国及び他の都道府県から派遣されるDMA Tの受入れ調整 ・ 広域医療搬送拠点へのSCUの設置 ・ 被災地外のDMA T・SCU本部との連絡調整
支援班	<p>次の中から、DMA T活動支援室長が指名する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の統括DMA T登録者 ・ 日本DMA T事務局が派遣する要員 ・ DMA Tロジスティックチーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各活動拠点へのDMA Tの配置調整 ・ 各DMA Tへの支援

オ 関係機関・チーム等への情報伝達の内容・方法

(ア) DMA T活動支援室は、各DMA T活動拠点連絡会に参集するDMA Tチームに、EMI S等を利用して、以下の情報を伝達する。

- ・道路事情等の移動に関する留意事項
- ・被災の状況
- ・ライフラインの復旧状況
- ・必要な医薬品・資機材 など

(イ) 各DMA T活動拠点連絡会に参集するDMA Tチームは、DMA T活動支援室に、EMI S等を利用して、以下の情報を伝達する。

- ・参集するDMA Tチームのメンバー
- ・携行する医薬品・資機材 など

(ウ) DMA T活動支援室は、各DMA T活動拠点連絡会に、EMI S等を利用して、以下の情報を伝達する。

- ・配置するDMA Tチーム
- ・不足する医薬品・医療資機材の調達状況
- ・広域医療搬送に関して、厚生労働省及び関係省庁（内閣府、防衛省等）と調整した事項（搬送先、搬送手段など）
- ・他のチーム等から得た情報 など

(4) DMA T活動拠点連絡会

ア 設置基準

石川県地域防災計画に基づき、災害拠点病院・SCU等にDMA Tが配置された場合は、地域医療救護活動支援室の下に、DMA T活動拠点連絡会（「日本DMA T活動要領」におけるDMA T活動拠点本部）を設置する。

イ 設置場所

DMA T活動拠点連絡会は、DMA Tの活動拠点である各災害拠点病院・SCU等に設置する。

ウ 業務内容

DMA T活動拠点連絡会は、以下の業務を行う。

- (ア) 参集したDMA Tの指揮及び調整
- (イ) 管内におけるDMA T活動方針の策定
- (ウ) 管内の病院支援及び現場活動における指揮
- (エ) 管内の病院等の被災情報等の収集

- (オ) 必要な資機材の調達に係る調整
- (カ) DMA T活動に必要な情報の収集及びチーム間での共有
- (キ) DMA T活動支援室及び関係機関との連絡調整
- (ク) 消防、自衛隊、医師会等の関連機関との連携及び調整
- (ケ) 後着隊への活動指示及び他の医療チーム（医師会・日赤等）との調整 など

エ 組織の構成

区 分	担当者	主な業務
責任者	先着した統括DMA T ※ 但し、先着したDMA Tに統括DMA Tがない場合は、統括DMA Tが到着するまで、先着したDMA Tの医師	以下のような、DMA Tの病院支援及び現場活動等の総合調整を行う。 ・DMA T活動支援室との連絡調整 ・資機材の準備に係る調整 ・DMA Tチームの配置調整 など
調整員	責任者が指名した者	・情報収集・整理 ・資機材の準備、環境整備 など

オ 関係機関・チーム等への情報伝達の内容・方法

- (ア) DMA T活動拠点連絡会は、オリエンテーションをして、参集したDMA Tチームに、以下の情報を伝達する。
- ・現場の被災状況
 - ・現場のライフラインの復旧状況
 - ・必要な医薬品・資機材
 - ・日々の活動内容
 - ・活動の開始・終了 など
- (イ) DMA T活動拠点連絡会は、DMA T活動支援室に、EMIS等を利用して、以下の情報を伝達する。
- ・管内の被災状況
 - ・管内のライフラインの復旧状況
 - ・必要なDMA Tチーム数
 - ・不足している医薬品・医療資機材
 - ・日々の活動内容
 - ・活動の開始・終了
 - ・他に活動しているチーム など

(5) SCU (航空機搬送拠点臨時医療施設)

ア 設置基準

DMA T活動支援室は、重症患者が多数発生するなどヘリコプター等による患者等の搬送が必要となった場合は、広域医療搬送拠点を決定し、厚生労働省及び関係省庁と連携して、広域医療搬送拠点に航空機搬送拠点臨時医療施設 (Staging Care Unit : 以下、省略「SCU」) を設置する。

イ 設置場所

SCUは、広域医療搬送拠点内に設置する。

ウ 業務内容

DMA T活動支援室は、石川DMA T指定病院及び国及び他の都道府県に対し、当該SCUへのDMA Tの出動・派遣を要請し、SCU内にDMA T活動拠点連絡会 (「日本DMA T活動要領」におけるDMA T・SCU本部) を設置する。

SCUでは、SCU責任者の指揮のもと、以下の業務を行う。

- (ア) 参集したDMA Tの指揮及び調整
- (イ) DMA T活動支援室、厚生労働省等関係機関との連絡調整
- (ウ) 広域医療搬送等に関わる情報収集
- (エ) 必要な資機材の調達に係る調整
- (オ) 消防、自衛隊、医師会等の関連機関との連携及び調整
- (カ) 広域医療搬送患者の情報管理
- (キ) 輸送手段の確保に係る調整
- (ク) 搬送先のDMA T・SCU本部との連絡調整 など

エ 組織の構成

区 分	担当者	主な業務
責任者	先着した統括DMA T ※ 但し、先着したDMA T に統括DMA Tがない場 合は、統括DMA Tが到着 するまで、先着したDMA Tの医師	以下のような、広域医療搬 送拠点活動の総合調整。 ・DMA T活動支援室、搬送 先のDMA T・SCU本部 との連絡調整 ・資機材の準備に係る調整 ・DMA Tチームの配置調整 など
調整員	責任者が指名した者	・情報収集・整理 ・資機材の準備、環境整備 など

オ 関係機関・チーム等への情報伝達の内容・方法

(ア) DMAT活動支援室は、SCUに参集するDMATチームに、EMIS等を利用して、以下の情報を伝達する。

- ・道路事情等の移動に関する留意事項
- ・被災の状況
- ・ライフラインの復旧状況
- ・必要な医薬品・資機材 など

(イ) SCUは、DMAT活動支援室に、EMIS等を利用して、以下の情報を伝達する。

- ・ライフラインの復旧状況
- ・必要なDMATチーム数
- ・広域医療搬送患者に関する事項
- ・不足している医薬品・医療資機材
- ・日々の活動内容
- ・活動の開始・終了 など

2 災害医療情報の収集、提供

(1) 災害基本情報の収集、医療関係団体・医療機関への提供

災害医療支援室は、災害対策本部等から道路の被災状況などの県全体の災害基本情報を収集し、県医師会等の医療関係団体や医療機関へ情報提供する。

(2) 医療機関から県災害医療支援室への報告

石川県災害・救急・周産期医療情報システムに参加する医療機関（別表1）は、当該システム、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などを活用して、災害医療支援室に以下のことを報告する。

- ア 施設・設備の被害状況
- イ 医療機関の稼働状況
- ウ 患者の受入れ状況
- エ 医師・看護師等スタッフの状況
- オ ライフラインの確保状況
- カ 医薬品等及び医療資機材の保有状況
- キ DMAT及び医療救護班の活動状況 など

(3) 医療関係団体・医療機関への情報提供

災害医療支援室は、医療機関から報告を受けた情報を集計し、県医師会等の医療関係団体や医療機関へ情報提供する。

別表1 石川県災害・救急・周産期医療情報システムに参加する医療機関（60機関）

平成25年3月31日現在

医療圏名	災害拠点病院	救急告示病院 (左以外)	透析医療機関 (左以外)	その他の医療機関
南加賀医療圏	小松市民病院	加賀市民病院 山中温泉医療センター 東野病院 森田病院 やわたメディカルセンター 能美市立病院 芳珠記念病院	板谷医院 加登病院 田谷泌尿器科医院 寺井病院	久藤総合病院
石川中央医療圏	金沢赤十字病院 金沢市立病院 金沢医療センター 石川県立中央病院	浅ノ川総合病院 石川県済生会金沢病院 石田病院 映寿会みらい病院 N T T 西日本金沢病院 金沢有松病院 金沢社会保険病院 金沢循環器病院 金沢聖霊総合病院 金沢大学附属病院 金沢西病院 城北病院 整形外科米澤病院 藤井脳神経外科病院 北陸病院 南ヶ丘病院 公立つるぎ病院 公立松任石川中央病院 新村病院 金沢脳神経外科病院 河北中央病院 金沢医科大学病院	西東泌尿器科医院 井村内科医院 斉藤内科クリニック みずほ病院	船木病院 石川県赤十字血液センター 川北病院 安田内科病院 医王病院
能登中部医療圏	公立羽咋病院 公立能登総合病院	恵寿総合病院 町立富来病院 向病院 志雄病院		石川県立高松病院 佐原病院
能登北部医療圏	市立輪島病院 珠洲市総合病院	公立穴水総合病院 公立宇出津総合病院		
計	9	35	8	8

(4) 石川県災害・救急・周産期医療情報システムへの入力（代行入力含む）

- ア 災害医療支援室は、災害医療支援室設置後直ちに、石川県災害・救急・周産期医療情報システムを災害モードに切り替えて医療機関の災害時入力に備え、稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保状況、医薬品等の保有状況などの災害時医療に係る総合的な情報収集及び提供を行い、医療機関（特に災害拠点病院）の被災状況が入力されていない場合は、代行入力する。
- イ 災害医療支援室は、石川県災害・救急・周産期医療情報システムにおける災害運用を行うとともに、システムに参加する各医療機関に対し、災害医療情報を入力するように同システムの一斉通報（メール、FAX等）で要請する。
- ウ 災害の発生が夜間・休日の場合には、基幹災害拠点病院（県立中央病院）が、災害医療支援室に代わって入力要請する。基幹災害拠点病院が入力要請を行った場合は、後刻その旨を災害医療支援室に連絡する。
- エ システムに参加する各医療機関は、県内で震度5強以上の地震及び大規模な自然災害が発生した場合又は発生したと判断した場合は、石川県災害・救急・周産期医療情報システムに災害医療情報を入力する。

(5) 災害時通信手段（衛星電話、MCA無線等）を用いた情報伝達

電話回線の断絶等により石川県災害・救急・周産期医療情報システムが機能しない場合は、災害医療支援室及びシステムに参加する各医療機関等は、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などを使用して、情報の共有化を図る。

3 DMATの活動要領

(1) 事前の備え

石川DMAT指定病院は、DMATを速やかに出動させるために、あらかじめ以下の事項を定めておく。

- ア 県からDMATの待機要請があった場合の待機決定までの流れ
- イ 出動する隊員、DMATチームの編成の方法
- ウ 隊員への連絡の方法
- エ 移動車両、携行品

(2) 出動までの手順

石川DMAT指定病院は、災害医療支援室から石川DMATの出動要請があった場合は、以下の手順により、石川DMATを出動させる。

<出動手順>

①出動の決定

災害医療支援室から送信される「石川DMAT出動要請書（別紙様式4）」を確認のうえ、以下の事項について判断する。

- ・DMAT出動の可否
- ・出動までに要する時間（見込み）

②出動の報告

- ・「石川DMAT出動報告書（別紙様式5）」を災害医療支援室にFAX送信
- ・併せて、電話により報告

例1：『DMATの出動を決定したので報告します。概要等はFAX送信した出動報告書により確認願います。』

例2：『DMATが出動できない旨決定したので報告します。FAX送信した出動報告書により確認願います。』

(3) 各活動拠点（災害拠点病院・SCU等）への配置調整

DMAT活動支援室は、各DMAT活動拠点連絡会が管轄する地域のニーズや支援の求めに関する情報をEMIS等により収集し、DMAT活動拠点（災害拠点病院・SCU等）ごとに配置するDMATを決定する。配置するDMATの決定した場合は、EMISに一覧表を掲出するとともに、各DMAT活動拠点連絡会に伝達する。

(4) 活動要領

ア 災害現場での活動

災害現場で活動するDMATは、当該地域で活動中の消防機関等と連携し、以下の業務を行う。

- ・ トリアージ
- ・ 緊急治療
- ・ がれきの下の医療 など

イ 災害拠点病院での活動

DMAT活動拠点連絡会責任者の指揮のもと、病院スタッフと協力して混乱の制止、機能維持を図り、以下の病院支援を行う。

- ・ DMAT活動支援室等の関係機関との連絡調整
- ・ 傷病者のトリアージ、診療
- ・ 当該病院の機能維持が困難な場合、患者の避難・搬送の支援
- ・ SCUへの広域医療搬送適用患者の搬送 など

ウ SCUでの活動

SCU責任者の指揮のもと、以下の業務を行う。

- ・ 広域医療搬送のために災害拠点病院等から搬送されてくる重症患者のトリアージ
- ・ 同患者への緊急治療等の安定化措置
- ・ 関係機関及び搬送先のDMAT・SCU本部との連絡調整
- ・ 航空機等への患者の送り出し など

エ 広域医療搬送での活動

(被災地内SCUから被災地外SCUへの患者搬送)

SCU責任者の指揮のもと、以下の業務を行う。搭乗者名簿の作成等は広域災害救急医療情報システム(EMIS)を活用する。

- ・ 搭乗患者の決定
- ・ 搭乗者名簿の作成
- ・ 航空機等への患者の送り出し
- ・ 航空機等への同乗 など

(5) 携行品

DMATの携行品は、以下のリスト(出典:日本DMAT事務局)を標準とする。

- ①医療資機材……………巻末の「リスト1(DMAT標準医療資機材リスト)」
- ②医薬品……………巻末の「リスト2(DMAT標準薬剤リスト)」
- ③その他の装備……………巻末の「リスト3(DMAT標準装備リスト)」

(6) 情報共有ルール

ア DMA Tチーム間の情報共有

DMA Tは、石川県災害・救急・周産期医療情報システム及びEMIS、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、DMA Tの活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

イ DMA T活動支援室への報告・要請

DMA Tの活動拠点（災害拠点病院・SCU等）ごとに設置されるDMA T活動拠点連絡会において、集約した情報をDMA T活動支援室へ報告する。

(7) DMA T活動の終了、引き継ぎ

大規模災害時におけるDMA T活動の終了の目安は、日本医師会災害医療チーム（JMAT）をはじめ、大学病院、日本赤十字社、国立病院機構、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体から派遣される医療チームや地域の医療資源が確保され、組織的な支援が行われていることである。

DMA T活動の終了については、災害医療支援室がDMA T事務局及びDMA T活動支援室の助言を踏まえて決定し、EMISにより各DMA Tに伝達する。

災害医療支援室は、急性期から亜急性期への移行期において、DMA Tから医療救護班への円滑な引継ぎができるよう、必要な調整を行う。

DMA Tは、以下の事項について医療救護班に引継ぐものとする。

ア 医療救護活動の状況

- (ア) 行った医療救護活動の内容
- (イ) 医療ニーズの現状
- (ウ) 使用した医薬品・資機材の内容
- (エ) 今後の医療ニーズの見通し

イ 避難者の生活状況

- (ア) 避難所、避難者の状況
- (イ) インフラの復旧状況

(8) 事後活動

ア DMA T活動支援室への活動報告

石川DMA T指定病院の長は、現場での活動が終了した後、以下の事項をDMA T活動支援室に報告する。

- (ア) 出勤者 (DMA Tチームメンバーの職種、人数)
- (イ) 移動経路 (病院 → → 現地)
- (ウ) 現場の状況
- (エ) 被災者の状況
- (オ) 行った活動の内容
- (カ) ライフラインの復旧状況
- (キ) その他次のDMA T及び医療救護班等派遣に際して参考となる事項
 - ・必要な医薬品・資機材・装備品等留意すべき事項
 - ・被災地の医療事情、被災者の傷病に関する今後の見通し

イ 各病院における活動報告及びカウンセリング

石川DMA T指定病院の長は、現場での活動が終了したDMA Tからの活動報告会を開催し、必要に応じ、DMA T隊員に対するカウンセリングを実施する。

4 医療機関間の患者及び医療資源の調整

(1) 医療機関の連携による自主的な調整

災害時においては、図1（災害時の患者の流れ）に従い、各医療機関は相互に連携して医療活動を行うものとする。

ア 被災地内

(ア) トリアージの原則

- ・ すべての患者をトリアージにより、緊急治療が必要な重症・重篤患者（トリアージタグ赤色）、入院を要する中等症患者（同黄色）、入院を要しない軽傷の患者（同緑色）、死亡等（同黒色）に区分する。
- ・ 大地震や自然災害等により、広範囲に多数の患者が発生している場合は、直近の災害拠点病院に重症・重篤患者（同赤色）を集結させることを原則とする。

(イ) 災害現場での対応

- ・ トリアージは、救急隊員・DMATが行う。
- ・ 緊急治療が必要な重症・重篤患者（同赤色）は、被災地内の災害拠点病院へ搬送する。
- ・ 入院を要する中等症患者（同黄色）は、救急告示病院へ搬送する。

(ウ) 応急救護所での対応

- ・ トリアージは、医療救護班等が行う。
- ・ 緊急治療が必要な重症・重篤患者（同赤色）は、被災地内の災害拠点病院へ搬送する。
- ・ 入院を要する中等症患者（同黄色）は、救急告示病院へ搬送する。
- ・ 入院を要しない軽傷の患者（同緑色）は、応急処置を行った後、帰宅させる。

(エ) 医療機関での対応

- ・ 災害拠点病院は、重症・重篤患者（赤色）を中心に受け入れる。ただし、被災患者の症状が安定した場合及び2次トリアージにより中等症（黄色）に区分した場合は、救急告示病院に分散させる。
- ・ 救急告示病院は、被災患者が重症化した場合及び受け入れ能力を超える被災患者が来院した場合は、当該地域の災害拠点病院へ速やかに転送する。
- ・ 災害拠点病院は、受け入れ能力を超える患者が搬入された場合、被災地外（他都道府県を含む）の災害拠点病院へ転送する。
- ・ 入院を要しない軽傷の患者（同緑色）は、応急処置を行った後、帰宅させる。

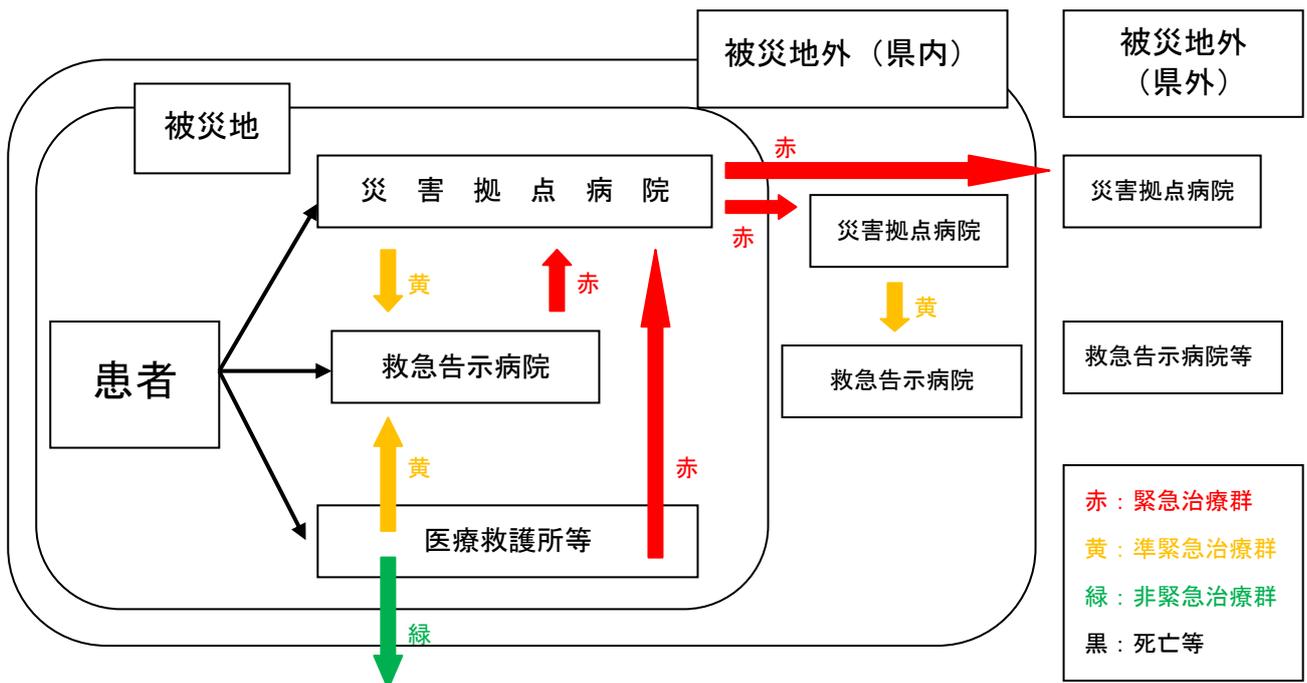
イ 被災地外

- ・ 災害拠点病院は、重症・重篤患者を受け入れるとともに、症状の安定した患者を主として同一医療圏内の救急告示病院へ転送する。
- ・ 救急告示病院は、中等症患者を中心に受け入れ、その治療にあたる。
- ・ 災害拠点病院は、中等症患者を含む大量の患者が搬送された場合、調整された重症患者を受け入れるとともに、重症度に応じて医療圏内の救急告示病院へ患者を分散し、2次トリアージの拠点としての役割を果たす。

ウ 患者搬送

- ・ 被災地内の患者搬送は、原則として、各医療機関が地域医療救護活動支援室に搬送要請を行い、地域医療救護活動支援室が被災地内の消防機関へ搬送を要請し、救急隊が搬送する。
- ・ 被災地外へ患者を転送する場合は、原則として、各医療機関が地域医療救護活動支援室に搬送要請を行い、地域医療救護活動支援室が災害医療支援室へ広域調整を要請し、被災地外の救急隊及び災害拠点病院のドクターカー等が、被災地内の災害拠点病院へ集結し、患者を被災地外の災害拠点病院等へ搬送する。
- ・ 基幹災害拠点病院は、災害拠点病院間の重症・重篤患者の転院搬送調整及び他県の災害拠点病院等への患者受入れ要請を行う。

図 1 (災害時の患者の流れ)



(2) 調整組織による調整

ア 患者の受入れ調整

- ・ 地域医療救護活動支援室は、石川県災害・救急・周産期医療情報システム等を活用して、管内の医療機関・医療機器の稼働状況を確認し、医療機関間の患者の転院調整を行う。
- ・ 地域医療救護活動支援室は、管内の医療機関間で転院調整ができない場合は、災害医療支援室へ広域調整を要請する。
- ・ 災害医療支援室は、地域医療救護活動支援室から医療機関間の転院調整について要請を受けたときは、広域調整を行う。

イ 医療従事者の配置調整

- ・ DMA T活動拠点連絡会は、石川県災害・救急・周産期医療情報システム等を活用して、管内の災害医療を担う医療機関における医療従事者の不足状況を確認し、DMA Tの配置について調整を行う。
- ・ DMA T活動拠点連絡会は、管内で活動するDMA Tが不足し、配置について調整ができない場合は、DMA T活動支援室へチームの追加派遣を要請する。
- ・ DMA T活動支援室は、DMA T活動拠点連絡会からDMA Tのチームの追加派遣について要請を受けたときは、DMA Tチームの広域調整を行う。
- ・ DMA T活動支援室は、県内で活動するDMA Tが不足する場合は、国及び他の都道府県に対してDMA Tの追加派遣を要請する。

ウ 医薬品・資機材等の調整

- ・ 地域医療救護活動支援室は、管内の医薬品・資機材等の供給状況を把握し、不足する場合は、災害医療支援室へ確保を要請する。
- ・ 災害医療支援室は、地域医療救護活動支援室から医薬品・資機材等の確保について要請を受けたときは、備蓄医薬品・資機材等を供給し、不足する場合は以下の団体に調達を要請する。県内で調達できない場合は、広域応援縣市や国に対して緊急輸送を要請する。

品目	根拠協定	要請先
医薬品	災害時における医薬品の供給等に関する協定	石川県薬業卸協同組合
衛生材料	災害時における衛生材料の供給等に関する協定	石川県医療品卸商組合
医療機器	災害時における医療機器の供給等に関する協定	石川県医療機器協会

(3) 在宅患者の医薬品等の調達調整

- ア 災害医療支援室は、石川県災害・救急・周産期医療情報システム等を活用して、在宅治療患者の受診状況や医療機関の稼働状況を確認する。
- イ 市町災害対策本部及び地域医療救護活動支援室は、被災地域の人工呼吸器用酸素、経静脈栄養剤、経管栄養剤、透析液等の医薬品等の供給状況及び給水状況を把握し、不足する場合は、災害医療支援室へ当該医薬品等の確保を要請するとともに、市町等水道事業者に給水の優先確保を要請する。
- ウ 災害医療支援室は、地域医療救護活動支援室から医薬品等の確保について要請を受けたときは、備蓄医薬品等を供給し、不足する場合は「災害時における医薬品の供給等に関する協定」等に基づき、石川県薬業卸協同組合等に調達を要請する。県内で調達できない場合は、広域応援県市や国に対して緊急輸送を要請する。
- エ 災害医療支援室は、調剤・医薬品等管理業務のため、必要に応じて県薬剤師会へ薬剤師の派遣を要請する。

5 広域医療搬送、個別疾患患者の受入調整

(1) 広域医療搬送要領

DMA T活動支援室は、広域医療搬送が必要であると判断した場合は、厚生労働省及び関係省庁（内閣府、防衛省など）へ広域医療搬送の実施を要請し、広域医療搬送拠点を決

定する。
国の広域医療搬送の実施決定を受けて、広域医療搬送拠点にSCUを設置し、DMA Tを配置する。

(2) 搬送手段の要請

地域医療救護活動支援室は、航空機等の運用を調整する部門に広域搬送に必要な搬送手段の確保を要請する。

(3) 患者の搬送要領

DMA T活動支援室は、各災害拠点病院等からSCUへの患者搬送を消防機関等へ要請する。ただし、状況に応じ病院が救急車両等により直接搬送するものとする。

(4) 人工透析患者等の受入調整

ア 災害医療支援室は、市町災害対策本部及び地域医療救護活動支援室と連携し、石川県災害・救急・周産期医療情報システムや石川県透析連絡協議会の災害時ネットワークを活用するなどして、透析施設間の連絡調整や情報伝達を行い、人工透析患者の受入れが可能な医療機関の調整を行う。緊急の場合は、他都道府県の医療機関に対して受入れ要請を行う。

イ 透析施設の管理者等は、患者の搬送等の必要を認める場合には、搬送先の確保の有無を伝え、消防機関又は地域医療救護活動支援室に対して搬送の手配を要請する。また、消防機関の緊急車両等が確保できない場合は、病院が事前に届出している緊急通行車両等を利用して搬送に努める。

ウ 被災を免れた透析施設の管理者は、被災地内の透析施設からの患者の受入れに努める。

第3章 亜急性期の対応

1 災害医療調整組織

(1) 災害医療支援室（亜急性期）

ア 設置場所

災害医療支援室は、石川県健康福祉部内（石川県庁行政庁舎9階911会議室）に設置する。

イ 業務内容

災害医療支援室は、以下の業務を行う。

- (ア) 被害状況等の情報収集
- (イ) 災害医療対策ネットワーク会議の開催
- (ウ) 医療救護班の受入れ・派遣調整等
- (エ) ボランティアの活用
- (オ) 救護所における歯科医療の確保
- (カ) 重症患者等の搬送体制の確保
- (キ) 医薬品・資機材及び輸血用血液の供給体制の確保 など

ウ 組織の構成

区 分	担当者	主な業務
室長	健康福祉部長	災害医療支援室の統括
室次長	健康福祉部次長	室長の補佐
災害医療 コーディネーター	県内の統括DMAT又は災害医療に関し知識経験を有する者の中から、あらかじめ健康福祉部長が委嘱する医師（数名）	災害医療支援室の活動全般について、専門的立場から助言するほか、以下のような、医療救護活動について調整を行う。 ・ 県内の医療救護班の出動要請 ・ 国及び他の都道府県への医療救護班の派遣要請 ・ 国及び他の都道府県から派遣される医療救護班の受入れ

区 分	担当者	主な業務
災害医療 コーディネーター	県内の統括DMAT又は災害医療に関し知識経験を有する者の中から、あらかじめ健康福祉部長が委嘱する医師（数名）	<ul style="list-style-type: none"> ・地域別の地域医療救護活動支援室の設置 ・各活動拠点への医療救護班の配置・個別疾患患者の受入れ ・在宅療養患者への対応 ・医薬品等の供給 ・歯科医療活動 ・服薬指導活動 ・栄養指導活動 ・医療ボランティア等の要請など
情報通信班	<p>医療対策課職員</p> <p>※ 県医師会等の医療関係団体、災害拠点病院等の医療機関から派遣される職員が必要に応じて運営に協力する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電話、FAX、衛星電話、MCA無線、インターネット等の情報通信手段の維持 ・石川県災害・救急・周産期医療情報システム及びEMISの運用 ・医療機関の被災状況・稼働状況に関する情報整理 ・医療救護班の活動状況に関する情報整理 など
総務渉外班	//	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部、関係省庁、関係団体等との連絡調整 ・傷病者の搬送体制の確保（消防機関、警察等との調整） ・マスコミへの情報提供、問い合わせへの対応など広報活動全般 など

区 分	担当者	主な業務
調整班	医療対策課職員 ※ 県医師会等の医療関係団体、災害拠点病院等の医療機関から派遣される職員が必要に応じて運営に協力する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の医療救護班の出動要請 ・ 国及び他の都道府県への医療救護班の派遣要請 ・ 国及び他の都道府県から派遣される医療救護班の受入れ ・ 各活動拠点への医療救護班の配置 ・ 個別疾患患者の受入れ要請 ・ 在宅療養患者への対応 ・ 歯科医療関係の対応 ・ 医療ボランティア等の要請と受入れ <p style="text-align: right;">など</p>
活動支援班	//	<p>地域医療支援室からの支援要請に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医薬品・医療資機材、輸血用血液の調達及び緊急搬送の要請 ・ 医療救護班間との連絡調整 ・ 健康管理チーム、こころのケアチームとの連絡調整 ・ 福祉施設との連絡調整 <p style="text-align: right;">など</p>

(2) 地域医療救護活動支援室（亜急性期）

ア 設置場所

災害医療支援室長は、DMATが撤退となったときは、市町からの要請を受け、各地域の災害拠点病院に設置されていた地域医療救護活動支援室を、保健福祉センター（金沢市の場合は、金沢市保健所・福祉健康センター）に移動する。

イ 業務内容

地域医療救護活動支援室は、以下の業務を行う。

(ア) 管内の医療救護活動の総合調整

- (イ) 医療救護に関する情報収集及び提供
- (ウ) 災害医療支援室や市町から派遣された医療救護班・ボランティアの配置調整
- (エ) 自主的に集合した医療救護班・ボランティアの配置調整
- (オ) 医療救護班、健康管理チーム、精神保健医療班（こころのケアチーム）等の医療救護活動に当たるチーム間で情報共有するための医療救護班等連絡会の設置など

ウ 組織の構成

区 分	担当者	主な業務
室長	保健所長	地域医療救護活動支援室の統括
室次長	室長の指名する者	室長の補佐
災害医療 コーディネーター ※必要に応じて設置	<p>県内・県外の災害医療に関し知識経験を有する者の中から、健康福祉部長が委嘱する医師（数名）</p> <p>※ 県内の者については、あらかじめ委嘱するものとする。</p>	<p>地域医療救護活動支援室の活動全般について、専門的立場から助言するほか、以下のような、医療救護活動について調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害医療支援室との連絡調整 ・医療救護班等連絡会の設置調整 ・医療救護班・ボランティアの配置調整
調整員	<p>保健福祉センター職員 〔 金沢市の場合は、金沢市保健所・福祉健康センター職員 〕</p> <p>※ 市町、地元郡市医師会等の医療関係団体から派遣される職員が必要に応じて運営に協力する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管内の医療機関の被災状況等の情報収集・整理 ・資機材の準備、環境整備など

(3) 医療救護班等連絡会

ア 設置目的

石川県地域防災計画に基づき、地域医療救護活動支援室は、必要に応じて、医療救護班、健康管理チーム、精神保健医療班（こころのケアチーム）等の医療救護活動に当たるチーム間で情報を共有し、円滑な医療救護活動を実施するため、原則、市町の区域を単位として、医療救護班等連絡会を設置する。

イ 設置場所

医療救護班等連絡会の設置場所は、地域医療支援室長が、医療救護班等連絡会長の意見を聞いて決定する。

ウ 業務内容

医療救護班等連絡会は、以下の業務を行う。

- (ア) 現場で活動する医療救護班、健康管理チーム、精神保健医療班（こころのケアチーム）等の活動状況報告及びチーム間の情報共有
- (イ) 必要な医薬品・資機材等の調達に係る調整
- (ウ) 消防、自衛隊、医師会等の関係機関との連携及び調整
- (エ) 地域医療救護活動支援室への医療救護班、歯科医療救護班、災害支援ナース、薬剤師、栄養士、ボランティア等の派遣要請

エ 組織の構成

区 分	担当者	主な業務
会長	地元郡市医師会長又は災害医療に関し知識経験を有する者の中から、地域医療支援室長が委嘱する者	以下のような、医療救護班等連絡会活動の総合調整。 ・チーム間の情報共有に関する調整 ・医薬品・資機材等の調達に係る調整 ・地域医療救護活動支援室との連絡調整 など
調整員	会長が指名した者	・情報収集・整理 ・医薬品・資機材等の準備、環境整備 など

(4) 災害医療対策ネットワーク会議

ア 目的

石川県地域防災計画に基づき、災害医療支援室が設置され、災害医療支援室長（健康福祉部長）が必要と認めた場合は、医療機関、医療関係団体、消防等医療救護活動に関する関係機関の連携を図ることを目的として、災害医療対策ネットワーク会議を開催する。

イ 協議事項

災害医療対策ネットワーク会議は、以下の事項について協議する。

- (ア) DMA T・医療救護班等の派遣・受入調整に関する事項
- (イ) 医療救護活動の連携に関する事項
- (ウ) 災害拠点病院等による傷病者の受入れに関する事項
- (エ) 広域医療搬送に関する事項
- (オ) その他災害医療対策に関する事項

ウ 構成

災害医療対策ネットワーク会議の構成員は、以下のとおりとする。

区 分	機 関 名
災害医療コーディネーター	
医療関係団体	石川県医師会
	石川県歯科医師会
	石川県看護協会
	石川県薬剤師会
	石川県栄養士会
大学病院	国立大学法人金沢大学附属病院
	金沢医科大学病院
災害拠点病院	国民健康保険小松市民病院
	金沢赤十字病院
	金沢市立病院
	独立行政法人国立病院機構金沢医療センター
	石川県立中央病院
	公立羽咋病院
	公立能登総合病院
	市立輪島病院
	珠洲市総合病院
区 分	機 関 名
日本赤十字社	日本赤十字社石川県支部

消防本部	石川県消防長会（金沢市消防本部）
警察本部	石川県警察本部
自衛隊	陸上自衛隊第14普通科連隊
関係行政機関	金沢市保健所
	南加賀保健福祉センター
	石川中央保健福祉センター
	能登中部保健福祉センター
	能登北部保健福祉センター

2 救護所の設置

- (1) 市町災害対策本部は、施設の被災や多数の患者等のため、地域の医療機関による対応のみでは十分でないと判断する場合は、地域医療救護活動支援室、地元郡市医師会等の関係機関と協議し、避難所等に救護所を設置する。
- (2) 市町災害対策本部は、救護所を設置した場合、地域医療救護活動支援室に報告し、地域医療救護活動支援室は、災害医療支援室に報告する。

3 医療救護班の派遣要請、配置調整

(1) 情報収集、連絡調整

地域医療救護活動支援室は、管内の災害現場（避難所、救護所、巡回診療、医療機関等）から、医療救護班のニーズを情報収集し、災害医療支援室に医療救護班の派遣を要請する。

(2) 医療機関、医療関係団体等への派遣要請

災害医療支援室は、地域医療救護活動支援室からの要請に基づき、被災地外の災害拠点病院、公立病院等や県医師会、県看護協会、県歯科医師会、県薬剤師会、県栄養士会等の医療関係団体や日本赤十字社石川県支部などに、医療救護班の派遣を要請する。

また、県のみでは十分な対応ができない場合、広域応援県市に応援を要請するほか、必要に応じ、他の都道府県、日本医師会（JMAT）、日本赤十字社、国立病院機構、大学病院、日本病院協会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の全国的な医療関係団体に、医療救護班の派遣を要請する。

(3) 各地域への配置調整

災害医療支援室は、医療機関、医療関係団体等から派遣される医療救護班の受入れを調整し、各地域への医療救護班の配置を調整する。

(4) 各活動拠点への配置調整

地域医療救護活動支援室は、災害医療支援室が配置調整した医療機関、医療関係団体等から派遣される医療救護班を管内の各活動拠点（避難所、救護所、巡回診療、医療機関等）へ配置調整する。

4 医療救護班の活動要領

(1) 事前の備え

ア 医療救護班の事前編成計画の策定

(ア) 医療救護班の指名

- ・ 災害拠点病院、公立病院等は、具体的な医療救護班の構成メンバー及び代替メンバーを事前に指名しておく。

(イ) 招集用緊急連絡網の整備及び緊急連絡体制の事前確認

- ・ 災害拠点病院、公立病院等は、医療救護班の迅速な招集に向け、事前に緊急連絡網を準備する。
- ・ また、医師等、必要な職員については、携帯電話等を常時所持するなど、連絡手段の確保に努める。

(ウ) 参集ルールの徹底

- ・ 医療救護班の班員は、大規模災害の発生により、当該市町で同時に多数の死傷者が発生するか、その恐れがあると判断される場合には、あらかじめ定められた場所に自主的に参集するよう徹底しておく。

(エ) 被服・携帯品の整備

- ・ 医療救護班は、医療救護活動に必要となる医療器具等については、持参を原則とする。
- ・ また、身分証明書又はあらかじめ定められた腕章を持参するなど、医療救護班であることを証明できるものを携帯する。なお、身分証明書については、当該機関の代表者名のものをあらかじめ用意し、遠目にも認知できる「職種を明記したスタッフベスト」等を着用するよう努める。

イ 医薬品・医療資機材の備蓄

災害拠点病院、公立病院等は、医療救護班の活動に必要な医薬品・医療資器材を県及び市町の備蓄品から確保することが困難な場合に備えて、できる限り独自に備蓄するよう努める。

ウ 防災訓練の実施

県及び市町は、災害発生時に円滑な災害医療救護活動が実現できるように、事前に関係機関との相互の連携を図り、計画的な防災訓練を実施する。

(2) 出動までの手順

ア 医療救護班の編成

医療救護班の編成については、医師1名、看護師2名、連絡員1名の編成を標準モデルとし、実際の災害時の必要に応じて、歯科医師、薬剤師、その他の医療従事者等を追加する。

イ 医療救護班の派遣期間

災害医療支援室は、医療救護班の派遣期間について、1回につき実働3日間を基本として配置計画を作成する。

ウ 医療救護班の派遣要請

災害医療支援室は、作成した配置計画に基づき、各医療機関、医療関係団体等へ医療救護班の派遣を要請する。

(3) 活動要領

ア 避難所、救護所での活動

避難所、救護所で活動する医療救護班は、当該地域で活動中の消防機関等と連携し、以下の業務を行う。

- ・ 救護所における応急処置及び診療
- ・ 救護所から医療機関へ搬送が必要な患者の消防機関への搬送要請
- ・ 避難所における避難者等への診療及び健康維持活動
- ・ 避難所及び救護所における薬剤管理、調剤、服薬指導 など

イ 巡回診療での活動

巡回診療を行う医療救護班は、以下の業務を行う。

- ・ 巡回先における応急処置、診療及び健康維持活動
- ・ 巡回先から医療機関へ搬送が必要な患者の消防機関への搬送要請 など

ウ 災害拠点病院等での活動

災害拠点病院等において病院支援を行う医療救護班は、以下の業務を行う。

- ・ 救護所等から搬送されてくる重症患者の2次トリアージ及び治療 など

(4) 携行品

携行する資機材等は、必要最低限度にとどめ、あるものを最大限に有効活用して救護活動を行うこととする。

本マニュアルにおいては、巻末のリスト4（医療救護班の標準携行品一覧）を標準とし、災害の規模や派遣要請の内容に応じ、必要なものを携行することとする。

(5) 情報共有ルール

ア 医療救護班間の情報共有

医療救護班は、石川県災害・救急・周産期医療情報システム、衛星電話、災害時優先電話、MCA無線などにより、医療救護班の活動に必要な情報の収集及び活動状況の報告、引継ぎ等を行う。

イ 地域医療救護活動支援室への報告・要請

原則、市町単位で設置される医療救護班等連絡会において、医療救護班や精神保健医療班（こころのケアチーム）等の医療救護活動に当たるチーム間で共有した情報を地域医療救護活動支援室へ報告する。

(6) 基礎疾患・慢性疾患を有する避難患者への対応

基礎疾患・慢性疾患を有する避難患者への対応として、以下の事項に留意する。

ア 避難患者の疾患状況に応じた診療科の医師の派遣

イ 避難患者のかかりつけ医との連携

ウ 避難所から医療機関へ搬送が必要な場合は、地域医療救護活動支援室に受入れ医療機関の調整を要請

エ 医療救護班が携行する医薬品等では対応できない場合や心のケアチームによるケアが必要な場合など医療救護班だけでは対応が困難な場合は、地域医療救護活動支援室に医薬品等の手配や心のケアチームの派遣等を要請

(7) 事後活動

ア 地域医療救護活動支援室への活動報告

医療救護班を派遣した医療機関の長は、現場での活動が終了した後、以下の事項を地域医療救護活動支援室に報告する。

- (ア) 出勤者（医療救護班メンバーの職種、人数）
- (イ) 移動経路（病院 → → 現地）
- (ウ) 現場の状況
- (エ) 被災者の状況
- (オ) 行った活動の内容
- (カ) ライフラインの復旧状況
- (キ) その他次の医療救護班等派遣に際して参考となる事項
 - ・必要な医薬品・資機材・装備品等留意すべき事項
 - ・被災地の医療事情、被災者の傷病に関する今後の見通し

イ 各医療機関間における活動報告及びカウンセリング

医療救護班を派遣した医療機関の長は、現場での活動が終了した医療救護班からの活動報告会を開催し、必要に応じ、医療救護班員に対するカウンセリングを実施する。

5 医薬品等の供給

(1) 災害時に必要とされる医薬品等

大規模災害時に需要が見込まれる医薬品等は、巻末のリスト5（県で備蓄している医薬品等）を標準とする。

(2) 医薬品等の備蓄

ア 緊急用医薬品等の備蓄体制

県は、医療救護活動に対応できるよう、緊急用医薬品等を備蓄するとともに、災害時に必要な医薬品等が優先的に供給されるように以下の団体と協定を締結する。

品目	根拠協定	要請先
医薬品	災害時における医薬品の供給等に関する協定	石川県薬業卸協同組合
衛生材料	災害時における衛生材料の供給等に関する協定	石川県医療品卸商組合
医療機器	災害時における医療機器の供給等に関する協定	石川県医療機器協会

イ 医療施設における備蓄

各医療施設においては、災害発生時に入院患者等のために必要な医薬品等について、可能な限り備蓄に努めるとともに、災害発生時の調達方法について、取引先の卸会社等とあらかじめ確認するなど、緊急時の対策を講じておく必要がある。

(3) 需給状況の把握

ア 石川県薬業卸協同組合等における供給体制の把握

災害医療支援室は、石川県薬業卸協同組合、石川県医療品卸商組合、石川県医療機器協会を通じ、医薬品等の在庫や需給状況を把握する。

イ 救護所等での需要の把握

災害医療支援室は、医療機関及び救護所・避難所等で必要とする医薬品等について、地域医療救護活動支援室から情報収集する。

ウ 他都道府県、国への供給要請

災害医療支援室は、県内で必要な医薬品等を調達できない場合は、広域応援県市や国に対して緊急輸送を要請する。

(4) 医薬品等の供給手順

ア 医薬品積載場所の設置

災害医療支援室は、他県等からの輸送医薬品等の受入窓口及び積載場所を被災地に近い保健所に設置し、県薬剤師会の協力により、医薬品等の保管管理及び供給を行う。

イ 医薬品等の供給

災害医療支援室は、市町及び地域医療救護活動支援室からの要請に基づき、石川県薬業卸協同組合等に対し医薬品等の供給を要請する。

医薬品等の供給は、次により行う。

(ア) 救護所・医療救護班等に対する供給

救護所・医療救護班等で医薬品等が不足した場合は、市町災害対策本部に調達を要請し、県備蓄医薬品、支援医薬品を中心として、医薬品等卸業者の協力も得ながら供給する。

(イ) 医療機関に対する供給

医療機関で医薬品等が不足した場合は、地域医療救護活動支援室に調達を要請し、災害医療支援室を経由して医薬品卸売業者が主として供給するが、状況に応じて、備蓄医薬品及び支援医薬品等を活用する。

(ウ) 一般用医薬品については、地域医療救護活動支援室が医薬品積載場所から避難所に供給する。

また、薬局等への需要に対しては、医薬品等卸業者が対応するが、状況に応じて医療用医薬品と同様に、備蓄医薬品及び支援医薬品等を活用する。

(5) 薬剤師の確保

災害医療支援室は、医薬品積載場所及び救護所等での医薬品等の仕分けや在庫管理及び服薬指導を行うため、県薬剤師会に対し、薬剤師等の派遣を要請する。

6 看護支援

地域医療救護活動支援室は、必要に応じて、災害医療支援室に看護職員又は看護職員班の派遣を要請する。

災害医療支援室は、地域医療救護活動支援室から看護職員又は看護職員班の派遣要請があった場合は、県看護協会に看護職員又は看護職員班の派遣を要請する。

県看護協会は、県内の看護職員又は看護職員班だけでは限界がある場合は、日本看護協会に県外の災害支援ナースの派遣要請を行う。

県看護協会から派遣される看護職員又は看護職員班は、支援活動に必要な資機材等を準備し、自己完結型を原則として、医療救護班、健康管理チーム、精神保健医療班（こころのケアチーム）等と連携して、医療救護活動を行う。

(1) 避難所、救護所、福祉避難所での活動

県看護協会から派遣される看護職員班は、避難所、救護所等において、市町ならびに医療救護班等と連携して避難所等の生活状況のモニタリング、情報の集約等を行い、医療・介護が必要な避難者の看護を行う。

また、発熱、急性呼吸器感染症、インフルエンザ、急性下痢症などの患者が発生した場合は、避難者の経過観察を行い、必要な看護を実施するとともに、必要に応じ、環境衛生、感染拡大防止を行う。

重症の被災者や重症に移行する可能性のある被災者を看護した場合、医療救護班等と相談して、医療施設への転送の可否を決定する。

(2) 医療機関等での活動

県看護協会から医療機関等の施設に派遣される看護職員又は看護職員班は、救急外来、一般外来、診察室において、必要な看護を提供し、医療機関等の深夜勤業務の支援を行う。

7 歯科医療

地域医療救護活動支援室は、管内における被災者の歯科医療の需要、ならびに管内の歯科医療機関の被害状況を把握して、災害医療支援室へ報告し、必要に応じて、災害医療支援室に歯科医療救護班の派遣を要請する。

災害医療支援室は、地域医療救護活動支援室から歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、県歯科医師会に歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士等の派遣を要請する。

県歯科医師会から派遣される歯科医療救護班は、医療救護班、健康管理チーム、精神保健医療班（こころのケアチーム）等と連携して、歯科医療救護活動を行う。

また、県警察本部の要請により県歯科医師会から派遣される歯科身元確認班は、歯科身元確認活動を行う。

（１）救護所での活動

県歯科医師会から派遣される歯科医療救護班は、救護所において、市町ならびに医療救護班等と協力して、歯科治療や口腔ケア等の歯科医療救護活動を行う。

基本的に救護所での歯科治療は応急処置的な治療とし、継続的な治療等については、歯科医療機関へ紹介する。また、管内の歯科医療機関の稼働状況の情報提供ならびに広報を行い、被災者の通院、治療相談にも対応する。

重症の被災者や重症に移行する可能性のある被災者を診察した場合、医療救護班等と相談して、医療施設への転送の可否を決定する。

（２）避難所での活動

県歯科医師会から派遣される歯科医療救護班は、市町ならびに医療救護班等と協力して、定期的に避難所を巡回し、被災者の口腔ケア等の歯科医療救護活動を行う。

- ア 被災者への口腔衛生や清掃器具の取扱い等の指導及び感染予防への対応
- イ 積極的に易感染性の有病者の健康状態を把握
- ウ 歯科の健康相談

（３）施設や住宅等への巡回診療での活動

地域医療救護活動支援室は、巡回歯科診療による診療日時、場所等の情報を自ら又は市町を通じて住民に提供する。

県歯科医師会から派遣される歯科医療救護班は、市町と協力して、施設や住宅等への巡回歯科診療を実施し、被災者の口腔ケア等の歯科医療救護活動を行う。

8 服薬指導等

地域医療救護活動支援室は、必要に応じて、災害医療支援室に薬剤師又は薬剤師班の派遣を要請する。

災害医療支援室は、地域医療救護活動支援室から薬剤師又は薬剤師班の派遣要請があった場合は、県薬剤師会に薬剤師の派遣を要請する。

県薬剤師会から派遣される薬剤師又は薬剤師班は、医療救護班、健康管理チーム、精神保健医療班（こころのケアチーム）等と連携して、傷病者等に対する調剤、服薬指導、服薬相談を実施するとともに、必要に応じ、薬剤服用履歴に関する情報提供及びお薬手帳を利用した情報収集・情報提供による処方支援を行う。

また、医薬品備蓄倉庫、積載場所等における医薬品等の供給及び保管・管理業務を行う。

（１）救護所での活動

県薬剤師会から派遣される薬剤師班は、救護所において、医療救護班と連携して、傷病者等に対する調剤業務、医薬品等の供給、医薬品保管・管理、服薬指導を行う。この場合、薬剤服用履歴に関する情報提供及びお薬手帳を利用した副作用歴、アレルギー歴、薬剤服用歴等の患者情報の聞き取りと情報提供により処方支援を実施する。

また、医薬品等を薬効別に分類管理し、医薬品の流通が不十分な間は、代替薬剤の提案等を行う等、処方支援を実施する。

（２）避難所での活動

県薬剤師会から派遣される薬剤師班は、市町と協力して、健康管理チーム、精神保健医療班（こころのケアチーム）等と連携し定期的に避難所等を巡回し、必要に応じて、一般用医薬品等の供給、服薬指導及び服薬相談を実施する。

災害が長期化した場合、避難所の移動も考慮に入れ、お薬手帳の記載を行い、重複服用、過量服用の防止に努め、お薬相談会等を実施する。また、備蓄医薬品等の管理・保管状況の確認、使用法の指導を行う。

（３）施設や住宅等への巡回活動

地域医療救護活動支援室は、巡回による服薬指導等の日時、場所等の情報を自ら又は市町を通じて住民に提供する。

県薬剤師会から派遣される薬剤師班は、市町と協力して、施設や住宅等への巡回に同行もしくは単独で訪問し、服薬指導及び服薬状況の確認・残薬確認、服薬相談等を実施する。

（４）医薬品等積載場所での活動

県薬剤師会から派遣される薬剤師班は、医薬品等積載場所において、救援物資（医療用医薬品、一般用医薬品、医療機器・衛生材料等）の系統別分類・整理・保管・管理・供給（払い出し）業務と、避難所、救護所、施設への配送業務を行う。

9 栄養・食生活支援

地域医療救護活動支援室は、必要に応じて、災害医療支援室に栄養士又は栄養士班の派遣を要請する。

災害医療支援室は、地域医療救護活動支援室から栄養士又は栄養士班の派遣要請があった場合は、県栄養士会に栄養士又は栄養士班の派遣を要請する。

県栄養士会から派遣される栄養士又は栄養士班は、医療救護班、健康管理チーム、精神保健医療班（こころのケアチーム）等と連携して、以下の栄養・食生活支援を行う。

- ・避難所における炊き出し等への助言等被災者全体の食事の改善
- ・基礎疾患・慢性疾患を有する者等に対する個別支援

特に、災害弱者である乳幼児、高齢者、基礎疾患・慢性疾患を有する者については早期の介入に努める。

（１）避難所での活動

県栄養士会から派遣される栄養士又は栄養士班は、市町ならびに医療救護班等と連携して、被災者の身体状態及び栄養状態を把握し、被災者個々に適した食事内容となるように指導や支援を行う。

特に、基礎疾患・慢性疾患を有する避難患者は、平時に摂っていた食事ができなくなることによって疾患が悪化し、アレルギー患者は支援品の摂取が命の危機につながる可能性もあるため、食事の状況を把握するとともに、必要に応じ、特殊食品等の調達や提供を行い、適切な摂取を指導する。

また、各避難所で提供される炊き出し等の内容を把握し、改善に向け指導するとともに、賞味期限切れ食品の摂取や衛生状態の悪化等による食中毒の発生について注意喚起する。

（２）施設や住宅等への巡回活動

地域医療救護活動支援室は、巡回による栄養相談等の日時、場所等の情報を自ら又は市町を通じて住民に提供する。

県栄養士会から派遣される栄養士又は栄養士班は、市町ならびに医療救護班等と連携して、施設や住宅等を巡回し、被災者の栄養状態を把握して、被災者個々に適した食事内容となるように指導や支援を行う。

また、必要に応じて、衛生状態の悪化等による食中毒の発生について注意喚起する。

第4章 被災地が県外である場合の対応

1 DMATの派遣要請・配置調整

(1) 情報収集、派遣の検討

県は、国又は他の都道府県からDMATの派遣要請を受けた場合には、健康福祉部において、状況を確認の上、石川DMATの派遣を検討する。

(2) 石川DMATの派遣要請・配置調整

健康福祉部は、被災都道府県への石川DMATの派遣が可能と判断した場合、派遣するチーム数や活動に係る事項を調整の上、石川DMAT指定病院に石川DMATの派遣要請を行う。

また、DMATの派遣先について、国、被災都道府県と必要な調整を行う。

(3) 後方支援

健康福祉部は、石川DMATの派遣にあたり、現地までの交通事情、現地の被災状況、ライフラインの復旧状況、必要な物資・医薬品・医療資機材など、現地での医療救護活動に必要な情報提供を行う。

また、被災都道府県に派遣中のDMATとは、石川県災害・救急医療情報システムや衛星電話、MCA無線などを使用して、現地の被災状況、ライフラインの確保状況、医薬品・医療資機材の不足状況などの情報を共有する。

2 医療救護班の派遣要請・配置調整

(1) 情報収集、派遣の検討

県は、被災都道府県からDMATに引き続き、医療救護班の派遣要請を受けた場合には、健康福祉部において、状況を確認の上、医療救護班の派遣を検討する。

派遣が可能と判断した場合、DMATからの活動を円滑に引き継げるよう、派遣されたDMATから被災地の状況やニーズ等を情報収集し、現地までの移動手段、通信手段の確保、派遣職種等のチーム編成等について検討する。

また、県医師会、県看護協会、日本赤十字社石川県支部等の医療関係団体とも情報や媒体の共有を検討し、実効的な医療救護活動のための調整を行う。

(2) 医療救護班の派遣要請・配置調整

健康福祉部は、被災都道府県から要請があった場合又は情報収集等から現地における医療救護活動が必要であると判断した場合は、災害拠点病院、公立病院等や県医師会、

県看護協会等の医療関係団体や日本赤十字社石川県支部などに、医療救護班の派遣を要請する。

また、医療救護班の派遣先について、被災地のニーズ等を考慮し、被災都道府県と調整する。

(3) 後方支援

健康福祉部は、派遣前の医療救護班に、現地までの交通事情、現地の被災状況、ライフラインの復旧状況、必要な物資・医薬品・医療資機材などを情報提供する。

また、派遣中の医療救護班と石川県災害・救急・周産期医療情報システム、衛星携帯電話、MCA無線などを使用して、現地の被災状況、ライフラインの確保状況、医薬品・医療資機材の不足状況などを情報共有するとともに、必要に応じて、被災都道府県に職員を派遣して、現地における情報収集を行い、医療救護班の活動を支援する。

3 患者の受入

他の都道府県から患者の受入要請があった場合には、自県の医療機関の状況を確認の上、受入が可能な場合には、体制を整え、受入を行う。

第5章 災害医療活動の終了

- 1 市町災害対策本部は、災害現場及び各救護所における医療救護活動が終了したと判断される場合又は当該救護所のある地域の医療機関が復旧し、対応可能と判断される場合は、地域医療救護活動支援室、地元郡市医師会等の現地関係機関と協議し当該救護所の撤収を決定する。
- 2 市町災害対策本部は、救護所の撤収を地域医療救護活動支援室等の関係機関に報告する。
- 3 地域医療救護活動支援室は、救護所の撤収を災害医療支援室に報告する。
- 4 地域医療救護活動支援室長は、所管業務の終了後、災害医療支援室と協議し地域医療救護活動支援室を解散する。また、活動の終了を関係機関に連絡する。
- 5 災害医療支援室長は、所管業務の終了後、県災害対策本部等と協議し、災害医療支援室を解散する。また、活動の終了を関係機関に連絡する。